



社会保険労務士法人・行政書士事務所

# オフィス・サポートNEWS

〒104-0032東京都中央区八丁堀1-3-2佐藤ビル4F

TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926

URL <http://www.officesup.com> E-mail [info@officesup.com](mailto:info@officesup.com)

第21号 2010年11月

発行責任者 鎌田勝典・沖利彦



## 時言

### 中国最新事情

今号は少し趣を変え、私（鎌田）が11月11日～15日に参加した「中国長江クルーズの旅」の旅行記とします。四川省・重慶から船にのって長江をライン下りしながら三国志の史跡を訪ね歩くというツアーです。

#### 【日中友好関係とは】

出発前多くの方から「逮捕されないように」と心配されるほど、いま日中関係は厳しくなっています。中国嫌いの人は、中国人の競争心の強さにはとても付いていけないとよく言います。船でのバイキング形式の食事のとき、日本人は整然と列に並び順番を待つのが当然という考え方がありますが、中国人は平然と割り込もうとするという経験をしました。でもその背景には13億の人口と急速な「資本主義化」があります。また、よく見るとお年寄りと子どもを非常に大切にす中国の家族の姿がわかります。

日中の「互惠関係」「友好関係」をどう保つのが日本の将来にとって戦略的課題であると報道されますが、互いの文化や国の成り立ちの違いを理解するところから始めなければならぬのではないのでしょうか。

#### 【三峡ダム建設をめぐって】

2009年、三峡ダムの建設が完了しました。ダム建設により水位が上がってしまうため、水没する地域に住む住民約120万人を中国政府は強制的に各地に移住させたといえます。ハッ場ダム建設や普天間基地の移設問題などで、住民の生活保障が大きな政治の争点となる日本との違いを感じます。

中国最大の河川である長江にダムを建設した直接の目的は、治水、電力供給（上海を中心とした地域への）と言われていますが、同時に国威の発揚も大きな狙いのように思えます。その典型が「五段式」のダム通過方式。長江は上海・四川省を結ぶ経済の大動脈。上・下流に行き交う船が100メートルもの段差があるダムをどう通過するのか？大いなる疑問でした。例えば下流に向かう船の場合、貯水池に船を誘導し、まず後方の巨大扉を閉め、次に前方扉を

### 今月号紹介

- 2面 労使トラブル110番 懲戒処分としての「始末書の提出」に応じない場合、応じないこと自身を懲戒の対象にできるか？
- 3面 「行政書士の事件簿」【短期連載】契約書作成・チェックで気を付けること～その③「下請契約書」の場合
- 4面 メンタルヘルスを考える 「社内の困った人への対応①」

- 5面 年金相談の現場から 「妻の死亡に伴う遺族年金を夫が受給できる場合は？」 「税金おとな相談室」 税理士・関根忍先生の連載
- 6面 職場のQ&A 「短時間正社員の社会保険加入について」 「となりの弁護士」 弁護士・原和良先生の連載

## 職場のQ & A

### 「短時間正社員の社会保険加入について」

**Q** 弊社では、育児・介護を担う従業員のための制度として、「短時間正社員制度」を導入しようと考えております。1日の所定労働時間は6時間と4時間の選択制にして、賃金はフルタイム（1日8時間・週5日）勤務の場合の賃金を時間按分して支払うつもりです。

4時間勤務を選択した者については、週20時間の勤務にしかならないのですが、それでも社会保険に加入させなければならぬのでしょうか。

**A** 短時間正社員については、平成21年6月30日付厚生労働省通達に記された、以下の全てに該当する場合は社会保険に加入させなければなりません。

- ①労働契約、就業規則及び給与規程等に、短時間正社員にかかる規定があること
- ②期間の定めのない労働契約が締結されている
- ③給与規程等における、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等である場合であつて、かつ、就労実態も当該規程に則したものとなっている

所定労働時間および所定労働日数がフルタイム正社員の4分の3以上であれば、社会保険に加入しなければならないという原則は変わっていません。ただし、短時間正社員の場合に限っては「4分の3以上」という要件が外され、上記①～③の全てに該当すれば、無条件で社会保険に加入しなければなりません。

ちなみに、週20時間未満勤務の短時間正社員は雇用保険に加入できません。失業給付に大きく影響を及ぼすので、事前に十分に説明しておく必要があります。

また、短時間正社員はいわゆるパートタイマーとは処遇が根本的に異なりますが、実態として様々なケースが考えられると思われま。①～③の全てに該当するかどうか判断に困るような場合は、年金事務所もしくは社会保険事務局に確認して下さい。  
※平成21年7月号の本コーナーにおいて、短時間正社員について触れましたが、その際に一部誤った内容をお伝えしてしまいました。お詫び申し上げます。



## となりの弁護士

パートナーズ法律事務所長 弁護士 原和良



### 「チリの鉱山事故、七〇日ぶりの生還の感動」

**Q** 暗いニュースが続く中で、地下に閉じ込められた十四名が8月5日の事故以来七〇日ぶりに無事救出され家族と再会したニュースは、久々の明るく感動的なニュースとして世界を駆け巡った。

例えば、2000年の九・一一事件以来、戦争、殺戮、リーマンショック以降の世界同時不況と世界には暗いニュースが続いていた。国内でも、不況、倒産、自殺、凶悪犯罪、とニュースと言えば暗いもの、陰惨なものとの記憶が我々の脳裏に焼き付いてしまったようだ。

**Q** 2つの点でこの感動的ニュースを受け止めた。一つは、無事生きているということの当たり前の尊さである。空気が吸える、太陽の光が当たる、水が飲める、空腹を満たす少しばかりの食料がある、そして、自分を励ましてくれる家族がいる。この我々には当たり前の生存環境のありがたさが、地下の男たちにはおそらく何物にも代えがたい幸福と感じたことだろう。我々は、このような幸福が満たされると、あたかもそれは所与の前提として意識もせず当然のものとして享受した上で、自分に不足しているものを求め、それが容易に手に入らないことに苛立ち、不満をいい、他人をねたみ、自分は不幸だと感じてしまう。

そんな、傲慢な自分に気づかせてくれるニュースだからこそ、世界の人々が感動するのだろう。  
**Q** もうひとつ、この鉱山は、もともと大変危険な鉱山で、誰も山に入らなければならない山だ。そのため、賃金は他の鉱山よりも高い。家族のためにあるいは生活上の必要性から、少しでも高い待遇を求める男たちが、危険を承知で山に入っていた。我々は、この鉱山で取れる鉱石によって、文明の恩恵を被っている。世界中の人たち特に先進国の市民生活は、このような底辺の世界の人々の労働と犠牲の上に成り立っているということを改めて気づかせてくれた。

**Q** 実は、この1週間の間に、人身事故による電車の停止、大幅遅延に4回も遭遇した。1回は、線路に電車が停車し閉じ込められた。いろいろうまくいかないことがあっても、無事生きていることの貴重さが実感できず、自ら命を絶つ人が何と多いことか。また、仕事から不幸にも事件の中で命を絶ってしまう人にも残念ながら遭遇する。

1人は万人のために、万人は1人のために……。生きて還してあげようという多くの人々の願いが通じた奇跡。改めて生きる意味や生活、家族というものを考えさせられたニュースであった。

□編集後記——「困った人への対応」という連載記事を読むと、つい「困った国への対応」へと思いが至り感情的になってしまうご時世です。文章のなかには、「困った人」もその周りに共に悩み苦しむ、とあります。こんな相互理解のあり方を国レベルに置き換えるとうなるのでしょうか。  
さて先月にご案内した『新事務所開設記念レセプション』（来年2月10日開催）については、この間いろいろな方から、お問い合わせや励まをいただきました。ありがとうございます。年内には正式の御案内状を送らせていただきます。どうぞよろしく願いたします。(N)





## 懲戒処分としての「始末書の提出」に応じない場合、 応じないこと自身を懲戒の対象とできるか？

**Q** 弊社の従業員が不祥事を起こし、出勤停止7日間の懲戒処分とすることになりました。就業規則の懲戒規定では、出勤停止について「始末書を提出させ将来を戒めるとともに、7日間以内の期間を定めて出勤停止とする。その間の給与は支給しない」となっています。通告するときは、本人の弁明する機会も十分与え、その場では事実も大筋認め、処分に対しても納得したのですが、後日になって「始末書は提出できない」と言いました。始末書の提出を繰り返し求めてきたのですがなかなか提出しません。そして、ある日突然「うつ病」という診断書とともに休職願いを提出してきました。始末書の不提出自身を新たな懲戒処分の対象とすることはできるのでしょうか？また、「うつ病」というのは仮病のような気がして、安易に休職を認めたくはないのですが…。

**A** 【始末書提出とその意味】  
「始末書」と「顛末（てんまつ）書」との違いについて、「始末書」は事実の報告と併せてそれに対する本人の反省を書かせるもの、「顛末書」は事実の報告だけにとどめるものと説明される場合が多いと思います。その違いにとらわれ過ぎるあまり、提出された始末書をチェックして、「反省の記述が足りない」と何回も書き直させるケースがあります。しかし、よく考えてほしいのは「事実の報告」と「本人の反省」のどちらが大事なのかということです。つまり、①事実が克明に描かれているが反省が不十分な始末書と、②事実は記載されなくて、ただ「今回の件につきましては深くお詫びし、いかなる処分にも服します」とだけ書かれている始末書のどちらに意味があるかということです。

懲戒処分の過程で訴訟その他トラブルになる場合がよくあります。訴訟等になったとき、本人が懲戒処分の対象となった事実を自ら認めていたということは証拠として大きな意味をもちます。逆に、ただ「いかなる処分にも服します」という一文は、のちに自ら犯した事実を否定したり、「会社に無理やり書かされた文章だ」という主張を許す余地を残します。

上記のような理由で、かりに本人の反省が不十分な場合でも、事実をきちんと報告させることが大事なのです。

### 【始末書の不提出は懲戒処分の対象か】

では始末書を提出しない場合、提出しないことを

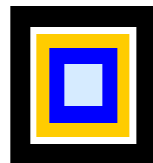
対象に新たな懲戒処分を行うことはできるのでしょうか？この点について裁判例は、「できる」とするものと「できない」とするものに分かれています。先述のように始末書とは「本人の反省」も含んだものです。本人がいかなる謝罪、反省、誓約を行うかは、ある意味では憲法第19条の「思想・良心の自由」にもかかわる問題ですから、それを懲戒処分によって強制しても無効とされるリスクが高いと考えた方がいいでしょう。

そういう意味では、むしろ業務命令で事実経過の報告だけを求め、それを拒否した場合に懲戒処分を検討するとした方がいいと思います。また、今回の懲戒処分とは別に、のちの懲戒処分の悪情状として、あるいは査定上の不利な事情として考慮することはかまわないことです。

### 【「うつ病」休職の要望にどう対応するか】

「うつ病」が仮病であるかどうかは、就業規則に「会社が指定する医師の診断を求めることができる」旨の規定があれば、指定医師の診断を求めるとも可能でしょうし、本人の了解のもと主治医と会社が面談することも考えた方がいいでしょう。

そのうえで、本当に「うつ病」ということであれば、医師の指示に従い、始末書の提出等は病状回復の後を求めるということもあると思います。始末書の提出を拙速に求めるあまり、それが原因で病状が悪化したということにならないように気を付けてください。



## 妻の死亡に伴う遺族年金を夫が受給できる場合は？ ～訴訟にまでなった遺族年金の男女差問題～

**Q** 私は現在64歳です。ずうっと自営業でしたので老齢厚生年金をもらう資格はありません。実は、私が58歳のときに妻が急逝しました。妻は長い間会社勤めしていたので老齢厚生年金の受給資格を満たしていたはずですが、私は遺族年金をもらうことはできるのでしょうか？また、年金の時効は5年と聞いていますが、妻が死んでから6年以上経過しているのでは時効になってしまうのでしょうか？

**A** 遺族厚生年金は、亡くなられた側の要件と遺族の範囲の両方を満たしたとき支給されます。

【死亡した側の要件】 亡くなられた側の要件とは、①厚生年金の被保険者が死亡したとき、②被保険者であった者が、被保険者当時に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき、③障害厚生年金の受給権者（等級が1級か2級）が死亡したとき、④老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たした者が死亡したとき、のいずれかに該当している場合です。あなたの奥さんは④の要件に該当しているようです。

【遺族の範囲】 遺族の範囲は、死亡当時、生計を維持されていた、①配偶者及び子（原則として高校生以下）→②父母→③孫→④祖父母（支給順位による）です。①の配偶者の中の「妻」の場合は年齢制限がありませんが、「夫」の場合は条件が付されています。条件とは、一つは、被保険者が死亡当時55歳以上でなければ受給権が発生しない、もう一つは、実際に受給できるのは60歳になってからであるということです。あなたの場合、妻が死亡当時55歳以上であったこと、現在60歳以上であることから、この条件を満たしています。

【受給手続き】 ご心配の時効のことですが、この場合の時効はあなたが60歳になったときからはじまりますの

で、まだ5年を経過していないので大丈夫です。急いで手続きしてください。年金額は、奥さんがもらえなかった老齢厚生年金（報酬比例部分）の4分の3です。まず60歳から今日までの分がまとめて支給されると思います。なお、請求の際、通常必要な書類に加えて、死亡当時から現在に至るまでの生計維持要件（年収850万円以下であることを証明するため、各年度の課税証明書を添付しなければなりませんので、最寄りの市区町村役所で取り寄せてください。

【訴訟になった遺族年金の男女差問題】 「遺族年金『男女差は違憲』自殺教諭の夫が提訴へ」と報道されました（7月20日付「朝日」）。在職中の自殺が公務災害と認められた女性教諭の夫が、「遺族補償年金の受給資格に男女格差があるのは、法の下での平等を定めた憲法14条に反する」と大阪地裁に行政訴訟を起こすようです。地方公務員災害補償法の遺族補償年金の規定も、遺族厚生年金と同様の男女格差があるのです。

国の社会保障制度の男女格差をめぐっては、京都地裁が5月、顔の傷に関する障害補償給付基準（女性の方が重い障害と認定される）を違憲とする初の司法判断を示しました。「夫は仕事、妻は家事」との考え方で作られてきた制度を見直すべき時期が来ているようです。

## 黒子とグレ子の「税金おとな相談室」(第21回)

### ■還付金あれこれ（その2）

還付税額があった場合、税務署等から通知がきます。この通知を基に経理処理をするのですが、還付税額が高額であった場合などに「還付加算金」という利息のようなものが付いてきます。

以前に租税公課のお話の中で、法人税と法人住民税は損金不算入、法人事業税と消費税は損金算入になるというお話をしました。還付税額も同様に、法人税と法人住民税の還付は益金不算入、法人事業税と消費税の還付は益金算入となります。

この還付税額を還付の対象となる年度の決算に「未収入金」などで処理をしている場合には、

現金預金 1000 / 未収入金 1000

という仕訳で、会社の計算上は利益に影響がありませんが、決算時に処理をしていないと、

現金預金 1000 / 雑収入 1000

### 税理士 関根 忍



となり、会社の計算上は利益となります。この場合には、申告書の上で「益金不算入」として税務調整をしますので、ご安心を。

では「還付加算金」はどうでしょう？

結論から言うと、雑収入として益金算入です。性格として利息のようなものですから、預金利息同様に利益になるわけです。還付金と加算金があった場合、

現金預金 1050 / 雑収入 1000  
/ 雑収入 50

と仕訳します。消費税や法人事業税は損金・益金共に算入ですから気にしなくてもよいのですが、法人税や法人住民税の還付金は、上の仕訳のようにしっかり分けて処理しましょう。税理士からのお願いです(笑)。(つづく)